

新潟市亀田駅前地域交流センター及び
亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場
指定管理者募集要項

令和7年8月

新潟市江南区役所

建設課

【目 次】

第1	公募の概要	1
1	施設の概要	1
2	指定管理者の指定期間	1
3	指定管理者の公募及び選定方法	1
4	指定管理者の公募及びスケジュール（予定）	1
5	公募の手続	1
第2	管理にあたっての条件	3
1	指定管理業務の範囲	3
2	使用料の徴収事務	4
3	指定管理料（委託料）の取り扱い	4
4	指定予定期間	5
5	管理の基準	5
6	リスクの分担	7
第3	応募の資格等	8
1	応募資格・制限	8
2	グループ（共同事業体）での応募について	9
3	提出書類等	9
第4	指定管理者の候補者の選定	10
1	選定方法	10
2	評価項目（選定基準）	11
3	選定結果の通知，公表	12
第5	指定管理者との協定の締結	12
1	協定に盛り込む事項	12
2	協定が締結できない場合の措置等	13
第6	事業実施状況の監視等	13
1	事業報告書の提出	13
2	アンケート等の実施	13
3	市が行うモニタリングに関する事項	13
4	帳簿書類等の提出要求	13
第7	その他	13
1	再委託先の労働条件の把握	13
2	業務の引継ぎについて	14
3	自主事業の取扱い	14
4	賠償責任と保険加入	14
5	災害発生時の対応	14
6	その他協議すべき事項	14
7	注意事項	14
第8	添付資料	16

新潟市亀田駅前地域交流センター及び亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場 指定管理者募集要項

新潟市では、新潟市亀田駅前地域交流センター（以下「交流センター」という。）及び亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）の指定管理者の指定にあたり、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、交流センター及び駐輪場の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、事業者を公募し、管理運営について有意義な提案を募集します。

第1 公募の概要

1 施設の概要

- (1) 名 称 ① 新潟市亀田駅前地域交流センター（3階）
② 亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場（1階～2階）
(2) 所 在 地 新潟市江南区東船場1丁目1番22号

※ 詳細は業務基準書を参照してください。

2 指定管理者の指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

3 指定管理者の公募及び選定方法

申請書類に基づく応募資格審査を行ったのち、外部の有識者による評価会議を開催し、応募者プレゼンテーションを実施します。評価会議による評価及び意見聴取を基に、本市が指定管理者の候補者を選定します。

4 指定管理者の公募及びスケジュール（予定）

項 目	時 期
募集要項の配布	令和7年8月17日（日）市ホームページ
公募説明会及び施設説明会の 申込受付	令和7年8月17日（日）～8月27日（水）午後5時まで
公募説明会及び施設説明会の 開催	令和7年9月1日（月）
応募表明書の受付	令和7年9月1日（月）～9月8日（月）午後5時まで
公募に関する質疑受付	令和7年9月1日（月）～9月8日（月）午後5時まで
公募に関する質疑回答	令和7年9月11日（木） ※ 予定
申請書類の受付	令和7年9月16日（火）～9月25日（木）午後5時まで
評価会議の実施 （公開プレゼンテーション）	10月中旬（予定） ※後日、応募者に連絡
選定結果の通知及び公表	指定管理者候補として選定後に通知、公表
指定管理者の指定	令和7年12月議会
指定管理者との協定締結	令和8年3月
業務の引継ぎ等	令和8年3月
指定管理業務の開始	令和8年4月

5 公募の手続

(1) 公募のお知らせ

市広報誌「市報にいがた」及び市ホームページに掲載します。

市ホームページ <http://www.city.niigata.lg.jp>

(2) 問合せ先

新潟市江南区役所 建設課 管理係

〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5

TEL 025-382-4703 (直通)

FAX 025-381-7090 (代表)

E-mail kensetsu.k@city.niigata.lg.jp

(3) 募集要項等の配布

募集要項等は、市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp>) からのダウンロードによる配付のみとし、冊子による配付は行いません。

(4) 公募説明会及び施設説明会の開催

応募には公募説明会及び施設説明会への参加が条件の一つになります。参加申込書(様式1)に必要な事項を記入のうえ、FAXまたはE-mailのいずれかでお申し込みください。

なお、E-mailの場合は、件名を「新潟市亀田駅前地域交流センター等指定管理者公募説明会及び施設説明会参加申込書」としてください。

①開催日時：令和7年9月1日(月) 午後2時から2時間程度

②開催場所：新潟市亀田駅前地域交流センター 3階 会議室

③参加人数：各団体2名以内とします。

④申込期間：令和7年8月17日(日)～8月27日(水)の午後5時まで

(5) 応募表明書の受付

交流センター及び駐輪場の指定管理者に応募しようとする者は、「応募表明書(様式2)」に必要な事項を記入し、下記受付期間内にFAXまたはE-mailのいずれかでお申し込みください。

なお、E-mailの場合は、件名を「新潟市亀田駅前地域交流センター等指定管理者応募表明書」としてください。

公募に関する質疑の受付、回答及び申請書類の受付は、公募説明会及び施設説明会に参加した者に限らせていただきます。

①受付期間：令和7年9月1日(月)～9月8日(月)の午後5時まで

(6) 公募に関する質疑の受付

公募説明会及び施設説明会に参加した者に限り、公募に関する質疑を以下のとおり受け付けします。

①受付期間：令和7年9月1日(月)～9月8日(月)の午後5時まで

②受付方法：質問書(様式3)に記入のうえ、FAXまたはE-mailのいずれかで送付してください。

なお、E-mailの場合は、件名を「新潟市亀田駅前地域交流センター等指定管理者公募に関する質問書」としてください。

*電話によるお問い合わせはできません。

(7) 公募に関する質疑の回答

質疑の回答は、FAXまたはE-mailにて行います。

※ 9月11日(木)ー 予定

あて先は、様式3に記入いただく「担当者」とします。

(8) 申請書類の受付

申請書類は、以下の日時に提出してください。

①提出期間：令和7年9月16日（火）～9月25日（木）

②提出時間：平日の午前9時～午後5時まで

③提出方法：新潟市江南区役所建設課管理係（2階24番窓口）まで持参してください。

申請書類の内容を確認のうえ、受領します。なお、持参以外の方法は一切受付いたしません。

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、選定の経緯及び結果は、指定管理者候補者として選定した後、市ホームページへの掲載等により公表します。

(10) 指定管理者の指定

議会の議決後、指定管理者として指定します。

(11) 指定管理者との協定締結

市と指定管理者との間で協定を締結します。

第2 管理にあたっての条件

1 指定管理業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

詳細は、別に定める「新潟市亀田駅前地域交流センター及び亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場指定管理業務基準書」に従い実施することとします。

なお、亀田行政サービスコーナー及び亀田駅前交番については、指定管理業務から除きますが、それぞれの光熱水費支払いと自動ドア保守点検業務は含みます。

また、亀田駅東西自由通路のエレベーター・エスカレーターの電気料も含まれます。

(1) 施設の運営に関する業務

①交流センターの利用の許可に関する業務

②新潟市亀田駅前地域交流センター条例第9条に規定にする退去等の命令に関する業務

③新潟市亀田駅前地域交流センター条例第10条に規定する使用料の徴収業務

④交流センターの使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務

(2) 施設の管理に関する業務

①保守管理業務

②施設維持管理

③外構植栽管理業務

④新潟市自転車等駐車場条例第10条に規定による撤去等の命令に関する業務

⑤レンタサイクルの貸し出し及び保守に関する業務

⑥東西自由通路東側多機能トイレ非常警報監視業務

(3) その他の業務

①事業計画書及び収支予算書の作成

②事業報告書の作成

③危機管理等に関する業務

④自主事業の提案と実施

- ⑤関係機関との連絡調整業務
- ⑥引継ぎ業務
- ⑦その他の日常業務

2 使用料の徴収事務

市は、指定管理者に交流センターの使用料の徴収事務を委託します。

(1) 徴収事務の内容

指定管理者は、交流センターの使用料を利用者から徴収し、指定金融機関に納付していただきます。

なお、使用料は市の収入となります。

(2) 使用料の額

使用料は、新潟市亀田駅前地域交流センター条例第10条の別表に定める額とします。

なお、駐輪場は無料です。

3 指定管理料（委託料）の取り扱い

指定管理者は、市が支払う当該施設の運営管理事業に要する経費のほか、指定管理者自らが企画・実施する事業（自主事業）の収入を自らの収入とすることができます。

(1) 指定管理料

指定期間の指定管理料の上限は年額24,600千円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

応募にあたっては、上限額以内で各年度の収支計画書にて指定管理料を提示してください。

なお、市が支払う指定管理料については、応募時の収支計画書に提示されている額ではなく、各年度の提示額を上限として、毎年度、市と指定管理者との協議の上、別途、協定で定めることとします。

また、提示される指定管理料の額は、各年度に必要となる経費に対応した提示額としてください。

賃金水準の変動への対応については、提案された人件費のうち、給与等賃金水準の変動により影響を受ける人件費を、賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映します。（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」と言います。）

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、「賃金水準スライド対象人件費提案書」に記載してください。賃金水準スライドの詳細については、「指定管理者制度における賃金水準スライド方式導入要領」（申請書類様式集に添付）を参照してください。

(2) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。なお、支払い時期や方法は協定で定めます。

(3) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(4) 市が支払う経費に含まれるもの

- ア 人件費（退職給与引当金含む）
- イ 事務費（消耗品費、印刷製本費、通信費等）

ウ 管理費（修繕料，光熱水費等，施設保守管理に伴う業務管理委託料，法定点検の実施（建築設備定期点検），その他施設の管理に伴う直接経費等）

（５）指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

ア 指定管理料

イ 指定管理者独自の申請による補助金・助成金，その他の外部資金

4 指定予定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとします。

なお，令和１３年度以降については，改めて指定管理者の指定手続きを行います。

5 管理の基準

（１）施設の休館日と開館・利用時間

施設の休館日及び開館・利用時間については，条例に定めています。

ア 施設の休館日

①新潟市亀田駅前地域交流センター

●毎月の第２火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は，その翌日）

●１２月２９日から翌年１月３日まで

ただし，市長が特に必要があると認める場合は，臨時にこれを変更することができます。

*併設施設亀田行政サービスコーナーは毎月の第２火曜日は開館しています。

ただし，その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は，休館です。

②亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場

●無休です。

③レンタサイクルの貸し出し

●亀田駅前地域交流センターの休館日に準じます。

イ 施設の開館・利用時間

①新潟市亀田駅前地域交流センター

●午前９時から午後１０時までです。

②亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場

●午前５時から午前０時３０分までです。

ただし，市長が特に必要があると認める場合は，臨時にこれを変更することができます。

* 亀田行政サービスコーナーは午前９時から午後７時までです。

③レンタサイクルの貸し出し

●午前９時から午後９時までです。

（２）業務の一括委託の禁止

指定管理者は，指定管理業務の全部または主要な部分を第三者に対して委託し，または請け負わせることはできません。

ただし，指定管理業務の一部について，あらかじめ市長が認めた場合はこの限りでは

ありません。

(3) 関係法令等の遵守

指定管理者は、交流センター及び駐輪場の管理運営を行うにあたっては、地方自治法等の関係法令、関係条例等を遵守し、業務を遂行する必要があります。

- ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- イ 労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）
- エ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- オ 新潟市亀田駅前地域交流センター条例（平成 19 年 3 月 26 日条例第 9 号）
- カ 新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則（平成 19 年 3 月 26 日規則第 17 号）
- キ 新潟市自転車等駐車場条例（平成 5 年 3 月 29 日条例第 4 号）
- ク 新潟市自転車等駐車場条例施行規則（平成 5 年 4 月 1 日規則第 20 号）
- ケ 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 29 日条例第 4 号）
- コ 新潟市情報公開条例（昭和 61 年 10 月 14 日条例第 43 号）
- サ 新潟市における法令遵守の推進等に関する条例（平成 17 年 7 月 1 日条例第 73 号）
- シ 新潟市暴力団排除条例（平成 24 年 10 月 2 日条例第 61 号）
- ス 新潟市財産条例（平成 25 年 3 月 22 日条例第 5 号）
- セ 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成 27 年新潟市条例第 49 号）

(4) 個人情報の取り扱い

指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとします。

(5) 情報公開

指定管理業務を行うにあたり作成、または取得した文章等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途情報公開に関する規定等を定めることとします。

(6) 文書の管理・保存

指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、新潟市文書規程に基づいて、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存することとします。

また、指定期間終了時に、次の指定管理者に引き渡すこととします。

(7) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了した後も同様とします。

(8) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に留意することとします。

- ア 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）の推進、及び廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。
- イ 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた取組みを推進すること。

- ウ 化学物質等のリスク管理を行い、環境や人に影響及ぼす事故を防止すること。
- エ 施設の利用者等に対する環境の保全に関する情報提供に努めるとともに、業務にかかわる者に対する研修及び自己啓発の発信に努めること。

6 リスクの負担

(1) 指定管理期間中、主なリスクについては、次の負担区分を基本として対応するものとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合、または定めのない事項については市と指定管理者が協議して定めるものとします。

種 類	内 容	リスク負担者	
		新潟市	指定管理者
物価変動	物価変動による経費の増大又は減少		○
賃金水準	賃金水準の変動による人件費の増大又は減少	○	
金利変動	金利の変動による経費の増大又は減少		○
税制度の変更	施設の管理運営に直接関係する制度変更等による経費の増大又は減少	○	
	上記以外の変更等による経費の増大又は減少		○
法令等の制度変更	施設の管理運営又は指定管理者制度に直接関係する法律、法律に基づく命令、条例、規則の改正その他の制度変更等による経費の増大又は減少	○	
	上記以外の法律に基づく法律、法律に基づく命令、条例、規則の改正その他の制度変更等による経費の増大又は減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
施設・設備の損傷等	経年劣化によるもので小規模（1件につき50万円（消費税及び地方消費税含む）未満）なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもののうち小規模（1件につき50万円（消費税及び地方消費税含む）未満）なもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもので上記以外のもの	○	
資料等の棄損等	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもののうち小規模なもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもので上記以外のもの	○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止、延長	○	

	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止、延長		○
不可抗力	地震、暴風、豪雨、洪水、火災、暴動等、指定管理者の責めに帰すことのできない自然的現象又は人為的な行為による業務の変更、中止、休業等による損失	○	
	上記のうち、指定管理者が実施する自主事業に対する損失	市と指定管理者で協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合		○
	騒音、振動、悪臭など管理運営上において周辺住民の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
施設の競合	競合施設の新設などにより利用者が減少した場合		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、現状回復費用及び引継に要する費用		○

第3 応募の資格等

1 応募資格・制限

(1) 応募者は、交流センター及び駐輪場の管理運営に理解と熱意を持ち、効率的かつ安定した管理運営を行うことができる人的及び物的管理能力を有しており、新潟市に本社、支社、営業所などを有する法人その他の団体とします。個人での応募は受け付けません。

また、次の事項に該当する者は、応募することができません。併せて、候補者に選定され、議会の指定を受けるまでの期間において次に該当する場合も、本件応募への参加資格を失います。

ア 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定により、新潟市の一般競争入札等の参加を制限されているもの

イ 地方自治法第244条の2第11項（昭和22年法律第67号）の規定により、過去に本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されてから2年を経過しないもの。なお、令和6年6月1日以前に地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されている場合は、当該取り消しから5年を経過しない団体。

また、令和6年6月1日以降に地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から複数回指定を取り消されている場合は、最後に取り消されてから5年を経過しない団体

ウ 国・新潟県・新潟市に納めるべき税金等を滞納しているもの

エ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの

オ 指定管理者申請者評価会議の委員が、当該団体の役員等をしているもの

カ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの。

キ 団体及びその役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ）が、暴力団（新

新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの

ク 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

ケ 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

コ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

サ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 グループ（共同事業体）での応募について

- （1）グループで応募する場合は、グループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。
- （2）グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することとはできません。
- （3）複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- （4）代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。
- （5）本市及び利用者等に対する責任については、グループの全ての参加団体が負います。

3 提出書類等

申請にあたっては、次の書類を各10部（原本1部、コピー9部）提出してください。各様式とも、簡潔に要点が良くわかるように作成してください。

- （1）指定申請書（様式4-1）
グループ応募の場合は、
グループ構成員表（様式4-2）及び共同事業体協定書、代表団体への委任状（様式4-3）を申請書に添付し、提出してください。
- （2）団体の概要（様式5）
- （3）欠格事由に該当しない旨の誓約書（様式6）
- （4）提案書（様式7-1～7-11までの各項目）
- （5）収支計画書一年度別の詳細（様式8-1）、収支計画書一年度ごとの詳細（様式8-2）
- （6）上記（4）提案書及び（5）収支計画書の概要版（様式9）
※各々の書類の概要版を、公表できる内容で作成して、一部提出してください。傍聴者への配布や、議会での説明用資料等に使用します。
- （7）グループ応募における各団体の役割、責任分担に関する事項（様式10）
- （8）労働実態審査チェックシート（様式11）
- （9）市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等であることの確認書（様式12）
- （10）賃金水準スライド対象人件費提案書（様式13）
- （11）付属書類
 - ア 定款、寄付行為、規約等（法人以外の団体にあっては、これに類するもの）
 - イ 登記簿謄本（法人の場合）
 - ウ 役員の名簿及び履歴書（提出された名簿は、暴力団排除の観点から新潟県警察本部へ照会します。）
 - エ 当該団体の事業計画書、収支予算書（指定申請書提出日の属する事業年度のもの）
 - オ 当該団体の事業報告書、収支決算書（貸借対照表、損益計算書等で指定申請書提

出日の属する事業年度の前3事業年度のもの。なお、1期目の決算が未到来で事業報告書の提出が出来ない場合は、直近の試算表や資金繰り表)

- カ 国・新潟県・本市へ納めるべき税等の未納がないことを証明する書類
(ただし、新潟県・本市に納税義務がない場合は、本社のある都道府県・市町村へ納めるべき税の未納がないことを証明する書類)(前年度分)
- キ (評価会議での) 公開プレゼンテーション用資料
- ク 電子データ(CD-R) 1枚 ※提出書類をすべて保存してあるもの。

(12) 留意事項

- ア グループ応募の場合には、構成員ごとに(2),(9),(11)ア〜カの付属書類を提出してください。
- イ 申請書類はすべてA4縦の簡易な製本にしてください。
- ウ 提出書類はすべてWord又はExcel(Windows版で処理できるものに限る。)を使用することとし、証明書のコピーなどはPDFファイルにより電子データ化してください。

第4 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

申請書類に基づく応募資格審査を行ったのち、外部の有識者による評価会議を開催し、応募者プレゼンテーションを実施します。評価会議による評価及び意見聴取を基に、本市として指定管理者の候補者を選定します。

(1) 資格審査の開催(非公開)

提出された申請書類について、市で資格審査を行います。

(2) 選定方法

評価会議による評価及び意見聴取を行い、本市が指定管理者の候補者を選定します。

① 書類審査

応募者が多数の場合は、評価委員による採点をあらかじめ行い、応募者プレゼンテーションを求める団体を選抜する場合があります。

② 応募者プレゼンテーション(原則公開)

プレゼンテーションおよび質疑応答は原則公開で行います。開催日時、開催場所及び審査方法等は、後日、申請書類等を提出した応募者に連絡します。(令和7年10月中旬開催予定)

ア プレゼンテーションを行う説明者は応募団体1団体(グループ)につき3名以内とします。

イ 応募者は、事業提案など公開できる内容を判断し、提出した公開プレゼンテーション用の資料のみを使用してください。(1団体あたり発表10分、質疑15分を予定)

ただし、応募者が新潟市情報公開条例第6条第3号アの非公開情報に該当するものについて、指定申請書類の提出時に一部非公開の申し出を行うことは可能とします。この場合、応募者は非公開を希望する部分とその具体的理由を明記し、代表者の押印をした申出書1部(様式は任意)を提出してください。

なお、この一部非公開に伴う傍聴者の入退室にかかる時間はプレゼンテーションの時間に含み、これによる時間延長・やり直しは認めません。

ウ プレゼンテーションでは公開プレゼンテーション資料を拡大して投影するためプロジェクター、スクリーンを使用することができます。スクリーンは市が用意しますが、それ以外のパソコン・プロジェクター等機器は応募者がそれぞれ用意してください。

なお、プロジェクター等の機器設置にかかる時間はプレゼンテーションの時間に含まれます。またプロジェクター等の機器の不具合・故障等による時間延長・やり直しは認めません。

エ 応募者（グループ）の構成員がプレゼンテーションおよび質疑応答を傍聴することはできません。

- ③ 評価委員による意見交換及び評価項目に対する採点
プレゼンテーション終了後、評価項目に基づき評価します。

2 評価項目（選定基準）

（１）提案内容による評価項目と配点は次のとおりです。

選 定 基 準	評 価 項 目	配 点
施設の設置目的に則した運営方針	管理運営の基本方針	5
施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られる	事業計画書	10
	収支計画書	15
	施設の利用促進	20
	組織構成と人員配置	10
事業計画に沿った管理を安定して行う能力	従事者の雇用・労働条件	7
	賃金水準スライドの反映方法	3
	個人情報の保護に関する取組み	5
	災害及び事故対策	5
	要望や苦情への対応	10
	地域経済振興及び雇用確保の取組み	10
合	計	100

（２）提案内容の主な評価項目

【施設の設置目標に即した運営方針か】

管理運営の基本方針

- ・ 亀田駅前地域交流センター等（公の施設）の指定管理者として、ふさわしい経営理念をもっているか。
- ・ 亀田駅前地域交流センター等の設置目的に則した運営方針であるか（整合性）。また、具体的な目標設定はあるか。示された目標の精度は。
- ・ 亀田駅前地域交流センター等を管理運営しようとする熱意・意欲は（応募動機）。業務遂行能力は。
- ・ 施設の役割に対する理解は。

【施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られるか】

① 事業計画書

- ・ 施設運営における具体的な計画は示されているか、また示された計画の実現性は。
- ・ 独自の発想に基づく提案は。

② 収支計画書

- ・ 経費の縮減についての取り組みは。（経費を縮減するあまり、施設運営の確実性を損なう恐れはないか。（人件費など））
- ・ 妥当性、実現性は。

③ 施設の利用促進

- ・利用率向上の具体的な計画は示されているか、また示された計画（目標値）の実現性は。

- ・自主事業等の提案は。

④ 組織構成と人員配置

- ・適正かつ円滑な施設運営が可能な組織構成・人員配置か。
- ・特に受付職員の配置・運用について、効率的な提案がなされているか。

【事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているか】

① 従事者の雇用・労働条件 等

- ・施設の管理運営に必要な人材・人数が適正に見込まれ、労働関係法令等に抵触することのない雇用・労働条件となっているか。
- ・職員の人材育成や業務改善の取組みが、施設運営の向上に寄与するものか。

② 賃金水準スライドの反映方法

- ・賃金水準スライドにより算出された見直し額について、どのように施設従業員に還元していくか。

③ 個人情報の保護に関する取り組み

- ・施設利用者の情報保護の考え方及び情報管理体制は。

④ 災害及び事故対応

- ・事故防止策と体制は。
- ・危機対応マニュアル，避難訓練，緊急連絡網など緊急時の対応策は。

⑤ 要望や苦情への対応

- ・要望や苦情に対しての処理方法は，また市への報告体制は。

⑥ 地域経済振興及び雇用確保の取組み

- ・新潟市民の雇用確保にどのように取り組むか，再委託や物品調達において，市内の中小企業への発注・活用にどのように取り組むか。

(3) 提案内容によらない評価項目

市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等への加点

市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者及びそれに準ずる法人・団体に対し，提案内容による評価とは別に5点の加算を行ないます。共同事業体の場合は，市内中小企業者等が代表である共同企業体の場合は5点，代表ではなく構成員に市内中小企業等が含まれる場合は3点の加算を行ないます。

3 選定結果の通知，公表

選定結果については，申請者全員に対して郵送で通知します。

また，市ホームページにも掲載します。

4 指定管理者の指定

議会の議決後，指定管理者として指定します。

なお，否決された場合は，指定できません。

第5 指定管理者との協定の締結

議会の議決を経て，候補者を指定管理者に指定するとともに，協定を締結します。

なお，協定書の発効は，令和8年4月1日とします。

1 協定に盛り込む事項

ア 指定期間に関する事項

イ 利用の許可等に関する事項

ウ 事業計画書に記載された事項

- エ 新潟市が支払うべき経費に関する事項
- オ 使用料の減免の取扱に関する事項
- カ 管理運営業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 事業評価及び事業報告等モニタリングに関する事項
- ク 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- ケ その他市長が必要と認める事項

2 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められたとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第6 事業実施状況の監視等

1 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告（月次、年間等）を作成し、市に提出します。書式は、市と指定管理者で協議のうえ、定めるものとします。

2 アンケート等の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告するものとします。

3 市が行うモニタリングに関する事項（目標管理型評価書等）

市は、指定期間中に、業務内容、成果を把握し、市民サービスの向上に努めるため、指定管理業務について、目標管理型評価書によるモニタリングを行います。評価項目・評価指標は、業務基準書別紙のとおりですが、指定後、協議により、毎年度の評価項目と評価指標を協定締結の際に定めます。

なお、業務遂行状況の確認と評価の実施後、指定管理者の業務が業務仕様書等に定められた基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう、通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。また、雇用・労働条件については、従事者の労働意欲に影響を与え、市民サービスの低下につながる事も懸念されることから、労働実態調査を実施し、実態を把握します。

指定管理者は適正な労働環境が維持できるよう努めるものとします。

4 帳簿書類等の提出要求

市監査委員等が監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

第7 その他

1 再委託先の労働条件の把握

指定管理業務を市の承認を得て労働集約的業務（清掃や人的警備など、人による労働が中心となる業務）について第三者に再委託する場合は、再委託先から従事者配置計画や賃金支払い予定額を提出してもらい、再委託先においても労働や雇用条件が適切なものとなるよう確認してください。なお、再々委託は禁止です。

2 業務の引継ぎについて

現指定期間の終了の日までに、現指定管理者が作成する業務引継書等により業務の引継ぎを行います。引継ぎに際しては、市が立ち会い、引継ぎの完了を示す書面を取り交わします。引継日は、市が現指定管理者と調整し、別途連絡します。

なお、指定期間終了時には、次期指定管理者に対して、円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう、同様に業務の引継ぎを行うものとします。

3 自主事業の取扱い

指定管理者は、指定管理業務の範囲外で指定管理者の責任及び費用負担で自主事業を実施することができます。

自主事業に係る収支は指定管理者に帰属するため、指定管理業務とは経理を分けて管理し、実施状況及び収支結果は市へ報告してください。

なお、自動販売機の設置については、利益の一部を本施設の運営に充て、指定管理料を削減する提案を行う場合に限り、自主事業として設置することができます。その場合、新潟市財産条例に基づき行政財産使用許可を市に求め、使用料と光熱水費実費も市へ納入してください。

※指定管理料を削減する提案を行う場合は、収支計画書（様式8-1，2）の「自主事業会計からの充当額」の欄において具体的な削減額を示してください。

4 賠償責任と保険加入

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、原則として指定管理者は、施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険へ加入してください。

5 災害発生時の対応

施設において、緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等の対応を行ってください。

また、公の施設は災害発生時において、避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め対応を求める可能性があります。なお、避難所等の開設に伴う費用負担は、別途協議します。

6 その他協議すべき事項

不可抗力等、市又は指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、業務継続の可否について協議をするものとします。

7 注意事項

ア 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。

イ 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。なお、議会の議決を得られず、指定管理者候補者を指定しないこととした場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

ウ 提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微なものを除く。）

エ 応募者は、評価会議の委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。

オ 応募者一団体につき、提案は一案とします。

カ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

キ 応募書類は、情報公開請求対象文書となります。

- ク 本市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- ケ 応募者の提出する書類の著作権は、応募者に帰属します。本市は応募者の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- コ 応募書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合があります。
- サ 選定結果の公表に際して、応募者名及び採点結果を公表します。
- シ 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式14）を提出してください。
- ス 本市は、候補者が市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じた場合、又は辞退届が提出された場合は、候補者を取り消し、順次、次の順位以降の団体を候補者とします。なお、その場合において本市に生じる損害は、当該候補者が賠償するものとします。
- セ 市議会の指定議決を得られなかった場合は、順次、次の順位以降の団体が候補者となります。なお、その場合に生じる一切の責任の損害の賠償等に関する請求はできません。

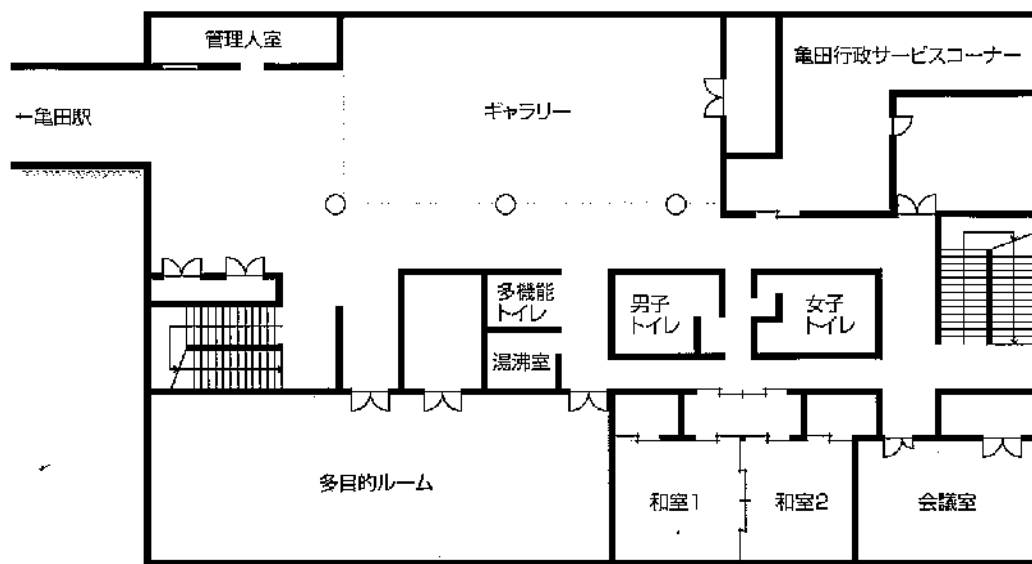
第8 添付資料

- | | | |
|-----|--|-----------|
| 資料1 | 新潟市亀田駅前地域交流センター平面図（概略図） | |
| 資料2 | 新潟市亀田駅前地域交流センターの利用状況 | 令和5～令和6年度 |
| | 新潟市亀田駅前地域交流センターのレンタサイクル貸出数 | 令和5～令和6年度 |
| 資料3 | 新潟市亀田駅前地域交流センターの利用状況 月別 | 令和6年度 |
| 資料4 | 新潟市亀田駅前地域交流センター・亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場光熱水費の状況 | 令和4～令和6年度 |
| 資料5 | 新潟市亀田駅前地域交流センター条例 | |
| 資料6 | 新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則 | |
| 資料7 | 新潟市自転車等駐車場条例 | |
| 資料8 | 新潟市自転車等駐車場条例施行規則 | |
| 資料9 | 新潟市亀田駅前地域交流センター平面図（1～3階） | |

資料1

新潟市亀田駅前地域交流センター平面図（概略図）

■3F 平面図



資料 2

新潟市亀田駅前地域交流センターの利用状況 令和5年度～令和6年度

年度	ギャラリー		多目的ルーム		会議室		和室 1		和室 2		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
5	75	609	157	3,672	288	2,539	344	2,669	138	1,251	1,002	10,740
6	82	743	173	4,357	417	3,557	442	3,305	280	2,308	1,394	14,270

レンタサイクルの貸出数 令和5年度～令和6年度

年度	貸出数
5	1,562 台
6	1,496 台

資料3

新潟市亀田駅前地域交流センターの利用状況 月別 令和6年度

	ギャラリー		多目的ルーム		会議室		和室1		和室2		計		利用率 (%)
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
4月	0	0	10	173	26	243	33	251	25	172	94	839	21.6
5月	0	0	10	265	22	244	32	280	18	204	82	993	18.2
6月	0	0	14	313	23	190	34	238	19	118	90	859	20.7
7月	0	0	17	414	38	295	42	400	24	235	121	1,344	26.9
8月	0	0	7	176	34	288	35	222	17	110	93	796	20.7
9月	39	255	19	479	46	346	37	244	23	230	164	1,554	37.7
10月	43	488	23	567	50	448	38	287	29	239	183	2,029	40.7
11月	0	0	29	722	41	337	35	224	43	307	148	1,590	34.0
12月	0	0	6	116	39	318	40	252	17	144	102	830	25.2
1月	0	0	11	409	30	256	35	250	17	126	93	1,041	23.0
2月	0	0	11	258	28	252	32	229	20	168	91	907	22.5
3月	0	0	16	465	40	340	49	428	28	255	133	1,488	29.6
計	82	743	173	4,357	417	3,557	442	3,305	280	2,308	1,394	14,270	26.8

光熱水費の状況（令和6年度～令和4年度）

（新潟市亀田駅前地域交流センター・亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場）

		令和6年度	令和5年度	令和4年度
電気	使用量(Kwh)	311,409	298,761	300,245
	使用料(円)	8,811,755	7,990,220	9,097,145
上下水道	使用量(m³)	1,882	1,748	1,828
	使用料(円)	480,777	440,853	454,856
使用料合計		9,292,532	8,431,073	9,552,001

○新潟市亀田駅前地域交流センター条例

平成19年 3月26日 条例第 9 号

改正

平成20年 7月 1 日 条例第43号

平成23年 9月29日 条例第50号

令和 6 年10月10日 条例第50号

新潟市亀田駅前地域交流センター条例

(設置)

第 1 条 市民相互の交流及び地域活動の振興を支援し、市民の生活及び文化の向上並びに地域の発展に資するため、新潟市亀田駅前地域交流センターを新潟市江南区東船場 1 丁目 1 番22号に設置する。

(施設)

第 2 条 新潟市亀田駅前地域交流センター（以下「センター」という。）に、次に掲げる施設を置く。

- (1) ギャラリー
- (2) 多目的ルーム
- (3) 会議室
- (4) 和室

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 毎月の第 2 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年 1 月 3 日まで

(開館時間)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(利用の許可)

第 5 条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しない。

(1) センターの利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合

(2) センターの利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷し、又は亡失するおそれがあると認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める場合

(利用の取止めの申出)

第7条 センターの利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、センターの利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可の条件)

第8条 市長は、この条例の規定による許可にセンターの管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命じることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの

(3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者及びセンターの入場者（以下「利用者等」という。）に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料)

第10条 市長は、利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

第11条 使用料は、市長がセンターの利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第12条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付等)

第13条 市長は、第9条第2項の規定によりセンターの利用の許可を取り消した場合は、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者がその責めに帰すことのできない理由によってセンターを利用できなかった場合

(2) 利用者がセンターの利用の日の30日前までに第7条の規定による利用の取止めの申出をした場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

3 市長は、第11条ただし書の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(許可外の利用の禁止)

第14条 利用者は、センターをその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(行為の制限)

第15条 利用者等は、センター内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他のものに迷惑を与える行為

(2) 市長の許可を受けない物品の販売その他これに類する行為

(3) センターの施設又は設備を損傷し、又は亡失する行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為

(特別の設備の制限)

第16条 利用者は、センターの利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第17条 利用者等は、センターの施設又は設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

（指定管理者の指定の手続）

第19条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者として指定するものとする。

（1） センターの平等利用が確保されること。

（2） センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者の業務の範囲）

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

（1） センターの利用の許可に関する業務

（2） 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務

（3） 第9条の規定による退去等の命令に関する業務

（4） センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（5） その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

（秘密を守る義務）

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の取扱い）

第22条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可及びその取消し並びに使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則 (平成20年条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則 (平成23年条例第50号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年10月10日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市亀田駅前地域交流センター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市亀田駅前地域交流センターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

別表（第10条関係）

施設名	使用料の額（円）		
	午前	午後	夜間
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
ギャラリー	850	1,130	1,130
多目的ルーム	1,910	2,550	2,550
会議室	630	850	850
和室 1	420	560	560
和室 2	420	560	560

備考

- 1 午前、午後及び夜間の利用時間区分のうちいずれか 2 以上の利用時間区分を継続して使用するときの使用料の額は、各利用時間区分の使用料の額の合計額とする。
- 2 利用時間が上表に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 上表に規定する利用時間以外の時間に利用する場合（備考 1 に規定する場合を除く。）の使用料の額は、ギャラリーにあつては 1 時間につき 280 円、多目的ルームにあつては 1 時間につき 630 円、会議室にあつては 1 時間につき 210 円、和室 1 及び 2 にあつては 1 時間につき 140 円とする。この場合において、その利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。
- 4 営利又は宣伝の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表、備考 1 及び備考 3 に規定する使用料の額の 200% に相当する額とする。
- 5 ギャラリーを準備等のために利用する場合の使用料の額は、上表、備考 1、備考 3 及び備考 4 に規定する使用料の額の 50% に相当する額とする。
- 6 規則で定める冷暖房機を使用する日の使用料の額は、上表、備考 1 及び備考 3 から備考 5 までに規定する使用料の額の 30% に相当する額を加えた額とする。
- 7 使用料に 10 円未満の端数金額がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 8 センターの附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

○新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則

平成19年3月26日規則第17号

改正

平成20年7月1日規則第69号

令和3年3月31日規則第26号

令和6年10月10日規則第57号

新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市亀田駅前地域交流センター条例（平成19年新潟市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(利用の許可申請)

第4条 条例第5条前段の規定により新潟市亀田駅前地域交流センター（以下「センター」という。）の利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用許可申請書の受付期間は、利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の3日前までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用の変更許可申請等)

第5条 条例第5条後段の規定によりセンターの利用の変更の許可を受けようとするもの及び条例第7条の規定によりセンターの利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。

(許可証の交付)

第6条 指定管理者は、センターの利用を許可する場合は、別記様式第3号による利用許可証を交付する。

2 指定管理者は、センターの利用の変更を許可する場合は、別記様式第4号による利用変更許可証を交付する。

(許可証の提示)

第7条 センターの利用の許可（変更の許可を含む。）を受けたもの（以下「利用者」

という。)は、センターを利用しようとする場合は、その利用許可証(変更の許可を受けたものにあつては、利用変更許可証)をセンターの職員に提示しなければならない。

(設備の使用料の額)

第8条 条例別表備考8に規定する実費等を勘案して市長が別に定める附属設備に係る使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料納付期日決定の申請等)

第9条 条例第11条ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第6号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第10条 条例第12条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

特別の理由		使用料を免除する額
1	市が主催する事業に利用する場合	全額
2	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第12条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第7号による使用料免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第8号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、第1項の表2の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用料の還付等)

第11条 条例第13条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の表の定めるところにより行うものとする。

還付する場合		還付する額
1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によつ	使用料の額に相当する額

	てセンターを利用できなかった場合	
2	利用者がセンターの利用の日の30日前までに利用の 取止めの申出をした場合	
3	市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第13条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第9号による使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第10号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(冷暖房の使用日)

第12条 条例別表備考6に規定する冷暖房機を使用する日（以下この条において「使用日」という。）は、6月15日から9月30日まで及び11月15日から4月10日までとする。
ただし、指定管理者は、季候により臨時に使用日を変更することができる。

(届出)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) センターの利用を終了した場合
- (2) センターの施設又は設備を損傷し、又は亡失した場合
- (3) センターにおいて災害その他事故が発生した場合

(原状回復)

第14条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) センターの利用を終了した場合
- (2) センターの利用の許可を取り消された場合
- (3) センターからの退去又は行為の中止を命ぜられた場合

(指定管理者の指定の申請)

第15条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第11号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第19条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿

- (3) 経営状況に関する書類
 - (4) 納税を証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (徴収委託)

第16条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、私人に使用料の徴収事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

(徴収事務委託証)

第17条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者（以下「受託者」という。）に別記様式第12号による使用料徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第18条 市長は、第16条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第19条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第20条 受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日（その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適当であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第18条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第69号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第26号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年10月10日規則第57号）

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の新潟市亀田駅前地域交流センター条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 施行日前に、施行日以後の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。

別表（第8条関係）

区分	種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
多目的ルーム	放送設備	1 式	1 回	210
各室共通	可搬式プロジェクター	1 式	1 回	560

備考

- 1 上表中「1 回」とは、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までのそれぞれの利用時間をいう。
- 2 次の（1）から（3）までに掲げる利用時間に係る使用料の額は、それぞれ（1）から（3）までに掲げる額とする。
 - （1） 午前 9 時から午後 5 時まで 1 回の額の 2 倍の額
 - （2） 午後 1 時から午後 10 時まで 1 回の額の 2 倍の額
 - （3） 午前 9 時から午後 10 時まで 1 回の額の 3 倍の額
- 3 利用時間が備考 1 及び備考 2 に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 4 備考 1 に規定する利用時間以外の時間に利用する場合（備考 2 に規定する場合を除く。）の使用料の額は、1 時間につき上表の使用料の額の欄に掲げる額を 4 で除して得た額とする。この場合において、その利用時間に 1 時間未満の端数の時間があるときは、その端数の時間は、1 時間として計算する。
- 5 使用料に 10 円未満の端数金額がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする

別記様式第1号(第4条関係)

新潟市亀田駅前地域交流センター利用許可申請書			
年 月 日			
(あて先)新潟市亀田駅前地域交流センター指定管理者			
住所(団体にあつては所在地)			
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
下記のとおり利用したいので申し込みます。 なお、利用に際しては、新潟市亀田駅前地域交流センター条例及びこれに基づく規則その他の指示に従います。			
利用目的		利用 人数	人
利用日時	年 月 日 時 分 準備から 時 分 後片付けまで		
利用施設			
利用設備			
注 太線の枠内だけ記入してください。			
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処理欄	起 案： 年 月 日
決 裁			決 裁： 年 月 日
			許 可： 年 月 日
			許可番号： 第 号
			納 付 額： 円

別記様式第2号(第5条関係)

新潟市亀田駅前地域交流センター利用		変更許可申請書 取止申出書	
		年 月 日	
(あて先)新潟市亀田駅前地域交流センター指定管理者			
住所(団体にあつては所在地)			
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
下記のとおり		変更したいので申請します。 取り止めたいので申し出ます。	
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号 第 号 の変更・取止め		
変更・取止めの理由			
項目	変更前	変更後	
利用年月日	年 月 日	年 月 日	
利用時間	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	
利用施設			
利用設備			
注 1 太線の枠内だけ記入してください。 2 変更・取止めのいずれかを○で囲んでください。			
上記のとおり許可・受理してよろしい でしょうか。		処 理 欄	起 案 : 年 月 日
決 裁			決 裁 : 年 月 日
			許 可 : 年 月 日
			許可番号 : 第 号

別記様式第3号(第6条関係)

新潟市亀田駅前地域交流センター利用許可証 第 号 年 月 日 様 新潟市亀田駅前地域交流センター指定管理者 印 下記のとおり利用を許可します。			
利用目的		利用 人数	人
利用日時	年 月 日 時 分 準備から 時 分 後片付けまで		
利用施設			
利用設備			
許可の条件			
備考 1 利用当日この許可証を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。 2 利用に際しては新潟市亀田駅前地域交流センター条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従ってください。			

別記様式第4号(第6条関係)

新潟市亀田駅前地域交流センター利用変更許可証		
第 号 年 月 日		
様		
新潟市亀田駅前地域交流センター指定管理者 印		
下記のとおり変更を許可します。		
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号 第 号 の変更	
変更の理由		
項目	変更前	変更後
利用年月日	年 月 日	年 月 日
利用時間	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分
利用施設		
利用設備		
許可の条件		
備考 1 利用当日この許可証を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。 2 利用に際しては新潟市亀田駅前地域交流センター条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従ってください。		

別記様式第5号(第9条関係)

新潟市亀田駅前地域交流センター使用料納付期日決定申請書				
年 月 日				
(あて先)新潟市亀田駅前地域交流センター指定管理者				
住所(団体にあつては所在地)				
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)				
電話番号				
下記のとおり納付期日の決定を受けたいので申請します。				
区分	☐ 施設使用料 ☐ 設備使用料			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
納付希望日	年 月 日	金額	円	
金額の内訳				
納付期日の決定を必要とする理由				
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。				
決裁		処理欄	起 案： 年 月 日	
			決 裁： 年 月 日	
			許 可： 年 月 日	
			許可番号： 第 号	
			納付期日： 年 月 日	

別記様式第6号(第9条関係)

新潟市亀田駅前地域交流センター使用料納付期日決定通知書			
第 年 月 日 号			
様			
新潟市亀田駅前地域交流センター指定管理者 印			
下記のとおり納付期日を決めたので通知します。			
区分	☐ 施設使用料 ☐ 設備使用料		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
納付期日	年 月 日	金額	円
金額の内訳			

新潟市亀田駅前地域交流センター使用料免除申請書			
年 月 日			
(あて先)新潟市亀田駅前地域交流センター指定管理者			
住所(団体にあつては所在地)			
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
下記のとおり使用料の免除を申請します。			
区分	☐ 施設使用料 ☐ 設備使用料		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料の内訳			
免除前の額	円	免除申請額	円
免除を必要とする理由			
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。			
免除の理由 ☐ 市の主催事業 ☐ その他()		免除額の算出	
上記のとおり使用料を免除してよろしいでしょうか。		処理欄	起 案： 年 月 日
			決 裁： 年 月 日
			許 可： 年 月 日
			許可番号： 第 号
			免除前の額： 円
			免除後の額： 円
決 裁			

別記様式第8号(第10条関係)

新潟市亀田駅前地域交流センター使用料免除決定通知書			
第 号 年 月 日			
様			
新潟市亀田駅前地域交流センター指定管理者 印			
下記のとおり使用料の免除を決定したので通知します。			
区分	☐ 施設使用料 ☐ 設備使用料		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料の内訳			
免除前の額	円	免除額	円
		免除後の額	円
免除の理由 ☐ 市の主催事業 ☐ その他()		免除額の算出	

別記様式第9号(第11条関係)

新潟市亀田駅前地域交流センター使用料還付申請書																																		
年 月 日																																		
(あて先)新潟市長																																		
住所(団体にあつては所在地)																																		
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)																																		
電話番号																																		
下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。																																		
区分	☐ 施設使用料 ☐ 設備使用料																																	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで																																	
納入年月日	年 月 日	納入済額	円																															
還付申請額	円	還付申請額の内訳																																
還付を受けようとする理由																																		
還付方法	☐ 銀行窓口払い ☐ 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： ☐ 普通 ☐ 当座 口座番号：																																	
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。																																		
還付の理由及び額の算出																																		
上記のとおり使用料の還付をしてよろしいでしょうか。				処理欄																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">起</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">案</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">決</td> <td style="text-align: center;">裁</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">許可番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第</td> <td style="text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">納付済額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">還付額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>					起	案	年	月	日	決	裁	年	月	日	許	可	年	月	日	許可番号		第		号	納付済額				円	還付額				円
起	案	年	月		日																													
決	裁	年	月		日																													
許	可	年	月		日																													
許可番号		第		号																														
納付済額				円																														
還付額				円																														
課長	課長補佐	係長	担当																															
決裁																																		

別記様式第10号(第11条関係)

新潟市亀田駅前地域交流センター使用料還付決定通知書			
第 年 月 日 号			
様			
新潟市長 印			
下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。			
区分	☐ 施設使用料 ☐ 設備使用料		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
納入年月日	年 月 日	納入済額	円
還付額	円	還付額の内訳	
還付の理由			
還付方法	☐ 銀行窓口払い		
	☐ 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： ☐ 普通 ☐ 当座 口座番号：		

別記様式第11号(第15条関係)

新潟市亀田駅前地域交流センター指定管理者指定申請書	
年 月 日	
(あて先)新潟市長	
所在地	
申請者	名称及び代表者の氏名
電話番号	
新潟市亀田駅前地域交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	

別記様式第12号(第17条関係)

第	号
新潟市亀田駅前地域交流センター使用料徴収事務委託証	
氏名又は名称	
上記の者に新潟市亀田駅前地域交流センターの使用料の徴収事務を委託したことを証明する。	
有効期限	年 月 日まで
年 月 日	
新潟市長	印

○新潟市自転車等駐車場条例

平成 5 年 3 月 29 日 条例第 4 号

改正

平成 5 年 7 月 5 日 条例第 25 号
平成 5 年 10 月 4 日 条例第 36 号
平成 6 年 3 月 29 日 条例第 11 号
平成 8 年 3 月 28 日 条例第 11 号
平成 9 年 7 月 4 日 条例第 31 号
平成 10 年 10 月 1 日 条例第 40 号
平成 10 年 12 月 24 日 条例第 44 号
平成 12 年 7 月 4 日 条例第 46 号
平成 12 年 10 月 2 日 条例第 84 号
平成 13 年 7 月 2 日 条例第 26 号
平成 14 年 10 月 1 日 条例第 34 号
平成 16 年 12 月 24 日 条例第 144 号
平成 17 年 7 月 1 日 条例第 65 号
平成 17 年 9 月 30 日 条例第 122 号
平成 18 年 10 月 4 日 条例第 62 号
平成 18 年 12 月 21 日 条例第 71 号
平成 19 年 3 月 26 日 条例第 24 号
平成 19 年 6 月 29 日 条例第 56 号
平成 20 年 2 月 22 日 条例第 2 号
平成 20 年 7 月 1 日 条例第 42 号
平成 21 年 3 月 24 日 条例第 9 号
平成 22 年 3 月 23 日 条例第 16 号
平成 23 年 9 月 29 日 条例第 50 号
平成 24 年 7 月 2 日 条例第 58 号
平成 25 年 9 月 30 日 条例第 47 号
平成 27 年 7 月 2 日 条例第 38 号
平成 29 年 12 月 22 日 条例第 44 号

平成30年2月20日条例第3号

令和3年3月26日条例第11号

令和4年7月6日条例第25号

新潟市自転車等駐車場条例

新潟市自転車駐車場条例（昭和55年新潟市条例第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の駐車難の緩和と放置の防止を図り、もって市民の利便に資するとともに道路交通の円滑化に寄与することを目的として自転車等駐車場を設置する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

（2） 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

（名称等）

第3条 自転車等駐車場の種別は次に掲げるとおりとし、その名称、位置及び駐車対象は、別表第1のとおりとする。

（1） 有料自転車駐車場

（2） 無料自転車等駐車場

（有料自転車駐車場の利用の区分）

第4条 有料自転車駐車場の利用の区分は、次のとおりとする。

（1） 定期利用 利用期間が1月（毎月初日から当該月の末日までをいう。）の利用をいう。

（2） 一時利用 定期利用以外を利用をいう。

（有料自転車駐車場の利用時間）

第4条の2 有料自転車駐車場の利用時間は、午前6時から午後11時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（無料自転車等駐車場の利用時間）

第4条の3 無料自転車等駐車場の利用時間は、終日とする。ただし、亀田駅前地域交

流センター自転車等駐車場の利用時間は、午前5時から翌日午前0時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(有料自転車駐車場の利用の承認)

第5条 有料自転車駐車場を定期利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に利用の申請をし、承認を受けなければならない。

(利用料)

第6条 有料自転車駐車場の利用につき、その利用者から別表第2に掲げる利用料を徴収する。

2 利用料の徴収時期は、規則で定める。

(利用料の免除)

第7条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の還付)

第8条 市長は、第10条第2項の規定に基づき管理上の理由により有料自転車駐車場の利用の承認を取り消した場合は、その取消しに係る既納の利用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の利用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その利用料の全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第9条 自転車等駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げる行為
- (2) 施設又は他の自転車等を損傷する行為
- (3) 危険物、悪臭のある物その他他の者が迷惑するような物品を持ち込む行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が自転車等駐車場の管理上支障があると認める行為

(利用の制限)

第9条の2 市長は、前条の規定に違反するおそれがある者の自転車等駐車場の利用を拒むことができる。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、利用の承認を取り消し、又は行為

の中止、原状回復若しくは自転車等駐車場からの自転車等の撤去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けた者

(3) 自転車等駐車場の係員の指示に従わない者

2 市長は、自転車等駐車場の補修その他の管理上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者に対し、利用の承認を取り消し、又は自転車等駐車場からの自転車等の撤去を命ずることができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、自転車等駐車場の施設を損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(放置自転車等に対する措置)

第12条 市長は、自転車等駐車場内に放置された自転車等があるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）に当該自転車等を返還するため必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、なお引き取りがない自転車等があるときは、当該自転車等を処分することができる。

(費用の徴収)

第13条 市長は、前条第1項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、自転車1台につき2,000円、原動機付自転車1台につき3,000円を当該自転車等を返還するときに利用者等から徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、有料自転車駐車場及び亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場（以下「有料自転車駐車場等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に有料自転車駐車場等の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第15条 有料自転車駐車場等の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、有料自転車駐車場等の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 有料自転車駐車場等の平等利用が確保されること。
 - (2) 有料自転車駐車場等の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 定期利用の承認に関する業務（有料自転車駐車場に限る。）
 - (2) 利用料の免除に関する業務（有料自転車駐車場に限る。）
 - (3) 第10条の規定による撤去等の命令に関する業務
 - (4) 有料自転車駐車場等の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (5) その他有料自転車駐車場等の管理上、市長が必要と認める業務
- (秘密を守る義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(黒埼町の編入に伴う特例)

- 2 黒埼町の編入の日から平成13年6月30日までの間、旧黒埼町区域で撤去した自転車

等については、第13条の規定にかかわらず、利用者等から費用は徴収しない。

(合併に伴う特例)

3 新津市、豊栄市、小須戸町、亀田町、岩室村及び西川町の編入の日前に新津市自転車等駐車場条例(平成13年新津市条例第9号)、豊栄市自転車等駐車場条例(平成7年豊栄市条例第29号)、小須戸町自転車等駐車場条例(平成10年小須戸町条例第2号)、亀田町自転車駐車場条例(平成7年亀田町条例第12号)、岩室村自転車等駐輪場条例(平成8年岩室村条例第24号)又は西川町自転車等の駐車秩序の確立に関する条例(平成13年西川町条例第24号)の規定によりなされた自転車等の駐車場又は駐輪場における放置に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 平成17年9月20日までの間に、編入前の白根市、豊栄市、小須戸町、横越町及び岩室村の区域内で撤去した自転車等については、第13条の規定にかかわらず、利用者等から費用は徴収しない。

(巻町の編入に伴う特例)

5 平成18年4月9日までの間に、編入前の巻町の区域内で撤去した自転車等については、第13条の規定にかかわらず、利用者等から費用は徴収しない。

附 則(平成5年条例第25号)

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第36号)

この条例は、平成5年11月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第11号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第11号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第40号)

この条例は、平成10年10月5日から施行する。

附 則(平成10年条例第44号)

この条例は、平成10年12月28日から施行する。

附 則(平成12年条例第46号)

この条例は、平成12年7月7日から施行する。

附 則（平成12年条例第84号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第34号）

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第144号）

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成17年条例第65号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則（平成17年条例第122号）

この条例は、平成17年10月10日から施行する。

附 則（平成18年条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第71号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第24号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行

する。

(1) 別表第1の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成21年4月1日

(準備行為)

2 亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行（前項第2号の規定による施行をいう。）前においても、行うことができる。

附 則（平成21年条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第16号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第50号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第58号）

この条例は、平成24年10月29日から施行する。

附 則（平成25年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月20日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第11号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以後に撤去した自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）に関し徴収する費用について適用し、同日前に撤去した自転車等に関し徴収する費用については、なお従前の例によ

る。

附 則（令和４年７月６日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

１ 有料自転車駐車場

名称	位置	駐車対象
石宮公園地下自転車駐車場	新潟市中央区弁天１丁目１番20号	自転車

２ 無料自転車等駐車場

名称	位置	駐車対象
新崎駅前第１自転車等駐車場	新潟市北区新崎１丁目12番38号	自転車・原動機付自転車
新崎駅前第２自転車等駐車場	新潟市北区すみれ野１丁目102番地８	自転車・原動機付自転車
大形駅前第１自転車等駐車場	新潟市東区岡山726番地１	自転車・原動機付自転車
大形駅前第２自転車等駐車場	新潟市東区岡山730番地２	自転車・原動機付自転車
大形駅前第３自転車等駐車場	新潟市東区岡山712番地	自転車・原動機付自転車
大形駅前第４自転車等駐車場	新潟市東区岡山738番地	自転車・原動機付自転車
大形駅前第５自転車等駐車場	新潟市東区岡山743番地１	自転車・原動機付自転車
大形駅前第６自転車等駐車場	新潟市東区岡山714番地	自転車・原動機付自転車
東新潟駅前第１自転車駐車場	新潟市東区中島１丁目493番地６	自転車
東新潟駅前第２自転車等駐車場	新潟市東区中島２丁目493番地16	自転車・原動機付自転車
越後石山駅前自転車等駐車	新潟市東区石山５丁目10番１号	自転車・原動機付自転車

場		
越後石山駅前第1自転車等駐車場	新潟市東区石山5丁目10番1号	自転車・原動機付自転車
越後石山駅前第2自転車等駐車場	新潟市東区石山2丁目1番1号	自転車・原動機付自転車
越後石山駅前第3自転車駐車場	新潟市東区石山2丁目1559番地2	自転車
越後石山駅前第4自転車等駐車場	新潟市東区石山2丁目1585番地2	自転車・原動機付自転車
新潟駅南口第1自転車等駐車場	新潟市中央区笹口1丁目18番地1	自転車・原動機付自転車
白山駅前自転車等駐車場	新潟市中央区白山浦2丁目622番地	自転車・原動機付自転車
関屋駅南口自転車等駐車場	新潟市中央区関屋大川前2丁目266番地4	自転車・原動機付自転車
関屋駅北口自転車等駐車場	新潟市中央区関屋大川前2丁目262番地3	自転車・原動機付自転車
万代自転車等駐車場	新潟市中央区万代1丁目5番1号	自転車・原動機付自転車
西堀通自転車駐車場	新潟市中央区西堀通6番町873番地1	自転車
東堀前通自転車等駐車場	新潟市中央区東堀前通6番町1061番地	自転車・原動機付自転車
古町通5番町自転車駐車場	新潟市中央区古町通5番町622番地	自転車
上古町自転車駐車場	新潟市中央区古町通3番町654番地	自転車
西堀通6番町自転車等駐車場	新潟市中央区西堀通6番町892番地1	自転車・原動機付自転車
本町通6番町自転車駐車場	新潟市中央区本町通6番町1135番地1	自転車
青山駅前自転車等駐車場	新潟市西区浦山1丁目1010番地2	自転車・原動機付自転車
小針駅前第1自転車駐車場	新潟市西区小針南台5番10号	自転車
小針駅前第2自転車等駐車場	新潟市西区小針南台5番45号	自転車・原動機付自転車
小針駅前第3自転車等駐車場	新潟市西区小針が丘1番22号	自転車・原動機付自転車
寺尾駅前第1自転車等駐車場	新潟市西区寺尾上2丁目1番1—1号	自転車・原動機付自転車

寺尾駅前第 2 自転車等駐車場	新潟市西区寺尾上 2 丁目 1 番 1 — 2 号	自転車・原動機付自転車
寺尾駅北口自転車等駐車場	新潟市西区寺尾上 2 丁目 1 番 1 — 3 号	自転車・原動機付自転車
新潟大学前駅前第 1 自転車等駐車場	新潟市西区坂井砂山 3 丁目 12 番 1 号	自転車・原動機付自転車
新潟大学前駅前第 2 自転車等駐車場	新潟市西区坂井砂山 4 丁目 15 番 19 号	自転車・原動機付自転車
新潟大学前駅前第 3 自転車等駐車場	新潟市西区坂井砂山 3 丁目 13 番 16 号	自転車・原動機付自転車
内野駅前自転車駐車場	新潟市西区内野町 432 番地 2	自転車
内野駅前第 1 自転車等駐車場	新潟市西区内野町 444 番地 9	自転車・原動機付自転車
内野駅前第 2 自転車駐車場	新潟市西区内野町 432 番地 5	自転車
内野駅前第 3 自転車等駐車場	新潟市西区内野山手 2 丁目 409 番地 2	自転車・原動機付自転車
内野西が丘駅前東口自転車等駐車場	新潟市西区内野西が丘 1 丁目 109 番地 9	自転車・原動機付自転車
内野西が丘駅前西口自転車等駐車場	新潟市西区内野西が丘 2 丁目 213 番地 4	自転車・原動機付自転車
越後赤塚駅前第 1 自転車等駐車場	新潟市西区みずき野 1 丁目 102 番地 12	自転車・原動機付自転車
越後赤塚駅前第 2 自転車等駐車場	新潟市西区みずき野 2 丁目 202 番地 1	自転車・原動機付自転車
寺地駅前自転車等駐車場	新潟市西区ときめき西 4 丁目 8 番地 8	自転車・原動機付自転車
高速鳥原バス停自転車等駐車場	新潟市西区鳥原 2802 番地 1	自転車・原動機付自転車
越後大野駅前自転車等駐車場	新潟市西区鳥原 627 番地 2	自転車・原動機付自転車
新大野駅前自転車等駐車場	新潟市西区大野町 2814 番地 1	自転車・原動機付自転車
木場駅前自転車等駐車場	新潟市西区木場 236 番地	自転車・原動機付自転車

新津駅前自転車等駐車場	新潟市秋葉区新津本町 1 丁目2019番地 7	自転車・原動機付自転車
新津駅停車場線自転車駐車場	新潟市秋葉区新津本町 1 丁目6991番地	自転車
本町 3 丁目自転車等駐車場	新潟市秋葉区新津本町 3 丁目3374番地11	自転車・原動機付自転車
新津駅西口自転車等駐車場	新潟市秋葉区新津本町 1 丁目2174番地14	自転車・原動機付自転車
新津駅東口自転車等駐車場	新潟市秋葉区新津本町 1 丁目153番地 1	自転車・原動機付自転車
人道跨線橋下自転車等駐車場	新潟市秋葉区山谷町 1 丁目3604番地 6	自転車・原動機付自転車
南町自転車等駐車場	新潟市秋葉区山谷町 1 丁目3503番地 5	自転車・原動機付自転車
荻川駅前自転車等駐車場	新潟市秋葉区中野 3 丁目600番地10	自転車・原動機付自転車
荻川駅西口自転車等駐車場	新潟市秋葉区中野 3 丁目574番地 8	自転車・原動機付自転車
古津駅前自転車等駐車場	新潟市秋葉区朝日285番地 1	自転車・原動機付自転車
古津駅西口自転車等駐車場	新潟市秋葉区朝日306番地 3	自転車・原動機付自転車
さつき野駅前自転車等駐車場	新潟市秋葉区北上 1 丁目281番地 5	自転車・原動機付自転車
さつき野駅西口自転車等駐車場	新潟市秋葉区さつき野 1 丁目295番地22	自転車・原動機付自転車
東新津駅前自転車等駐車場	新潟市秋葉区田家9295番地 4	自転車・原動機付自転車
新関駅前自転車等駐車場	新潟市秋葉区大関37番地 2	自転車・原動機付自転車
上下諏訪木自転車等駐車場	新潟市南区上下諏訪木620番地 3	自転車・原動機付自転車
豊栄駅前第 1 自転車等駐車場	新潟市北区葛塚292番地 2	自転車・原動機付自転車
豊栄駅北口自転車等駐車場	新潟市北区葛塚4365番地	自転車・原動機付自転車
黒山駅前自転車等駐車場	新潟市北区太田2239番地 1	自転車・原動機付自転車
早通駅前南口第 1 自転車等駐車場	新潟市北区早通723番地 5	自転車・原動機付自転車
早通駅前南口第 2 自転車等駐車場	新潟市北区早通710番地 3	自転車・原動機付自転車
早通駅前北口第 1 自転車等駐車場	新潟市北区早通北 1 丁目207番地 2	自転車・原動機付自転車

早通駅前北口第2自転車等駐車場	新潟市北区早通北1丁目221番地11	自転車・原動機付自転車
矢代田駅前自転車等駐車場	新潟市秋葉区矢代田1922番地30	自転車・原動機付自転車
矢代田駅西口自転車等駐車場	新潟市秋葉区舟戸2丁目1202番地1	自転車・原動機付自転車
両川自転車等駐車場	新潟市江南区酒屋町954番地1	自転車・原動機付自転車
横越自転車等駐車場	新潟市江南区横越中央5丁目3587番地2	自転車・原動機付自転車
亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場	新潟市江南区東船場1丁目1番22号	自転車・原動機付自転車
亀田駅西自転車駐車場	新潟市江南区東船場3丁目2349番地	自転車
亀田駅東自転車等駐車場	新潟市江南区亀田向陽1丁目3110番地3	自転車・原動機付自転車
ゆきよし自転車等駐車場	新潟市江南区東船場1丁目1270番地13	自転車・原動機付自転車
旭自転車等駐車場	新潟市江南区旭1丁目1708番地9	自転車・原動機付自転車
岩室駅前自転車等駐車場	新潟市西蒲区和納1丁目3502番地5	自転車・原動機付自転車
越後曽根駅前第1自転車等駐車場	新潟市西蒲区川崎2001番地	自転車・原動機付自転車
越後曽根駅前第2自転車等駐車場	新潟市西蒲区川崎1264番地6	自転車・原動機付自転車
巻駅前南自転車等駐車場	新潟市西蒲区巻甲4948番地3	自転車・原動機付自転車

別表第2（第6条関係）

自転車等の種類	利用料（円）		
	一時利用	定期利用	
		一般	学生
自転車	1日1回に付 100円	2,000円	1,000円

備考 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に通学する者をいう。

○新潟市自転車等駐車場条例施行規則

平成 5 年 4 月 1 日規則第20号

改正

平成 5 年12月28日規則第49号
平成10年 7 月28日規則第53号
平成17年 7 月 1 日規則第156号
平成19年 3 月30日規則第61号
平成20年 3 月27日規則第50号
平成20年 7 月 1 日規則第68号
平成26年 9 月22日規則第90号
平成29年 3 月22日規則第25号

新潟市自転車等駐車場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市自転車等駐車場条例（平成 5 年新潟市条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(定期利用の承認申請等)

第 3 条 条例第 5 条の規定により有料自転車駐車場の定期利用の承認を受けようとする者は、別記様式第 1 号による定期利用承認申請書を有料自転車駐車場の指定管理者に提出しなければならない。ただし、既に次項に規定する定期利用証の交付を受けている者が、その有効期間を更新しようとする場合においては、既に交付を受けている定期利用証の提出をもって、定期利用承認申請書の提出に代えることができる。

2 有料自転車駐車場の指定管理者は、前項の申請に対して承認する場合は、別記様式第 2 号による有料自転車駐車場定期利用証（以下「定期利用証」という。）及び別記様式第 3 号による定期承認証を交付する。

3 前項の定期利用証及び定期承認証の交付を受けた者は、駐車しようとする自転車の

見やすい箇所に定期承認証を張り付けるとともに、係員から請求があった場合は、定期利用証又は定期承認証（以下「定期利用証等」という。）を提示しなければならない。

（定期利用証等の再交付）

第4条 定期利用証等を損傷又は紛失したため定期利用証等の再交付を受けようとする者は、別記様式第4号による定期利用証等再交付申請書を有料自転車駐車場の指定管理者に提出しなければならない。

（有料自転車駐車場の一時利用の方法）

第5条 有料自転車駐車場を一時利用しようとする者は、有料自転車駐車場に入場するときに別記様式第5号による一時利用券を購入して駐車しようとする自転車の見やすい箇所に張り付け、出場するときに当該一時利用券を係員に提出しなければならない。

（利用料の徴収時期）

第6条 条例第6条第2項に規定する利用料の徴収時期は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 定期利用 有料自転車駐車場の指定管理者が有料自転車駐車場の利用を承認するとき。
- （2） 一時利用 有料自転車駐車場に入場するとき。

（利用料の免除）

第7条 条例第7条に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合とし、免除する利用料の額は、当該各号に定める額とする。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けている世帯に属する者が定期利用する場合 定期利用料の半額
- （2） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者が定期利用する場合 定期利用の半額
- （3） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳（以下

「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者が定期利用する場合 定期利用料の半額

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者が定期利用する場合 定期利用料の半額

(5) 療育手帳(知的障がい者の福祉の増進を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障がい者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者が定期利用する場合 定期利用料の半額

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 その都度市長が定める額

2 条例第7条の規定により利用料の免除を受けようとする者は、別記様式第6号による利用料免除申請書に有料自転車駐車場の指定管理者が必要と認める書類を添えて有料自転車駐車場の指定管理者に提出しなければならない。

(利用料の還付)

第8条 条例第8条第1項の規定に基づき、補修その他の管理上の都合により、有料自転車駐車場の利用の承認を取り消した場合は、定期利用の利用料の額を30で除して得られた額(その額に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り上げた額)にその利用の承認を取り消した日数を乗じて得られた額(既納の利用料を限度とする。)を還付する。

2 条例第8条第2項に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定めるところにより利用料を還付する。

(1) 定期利用の承認を受けた者が、その利用月の初日の前日までに利用の取消しを申し出たとき 定期利用の利用料の全額

(2) その他市長が特に必要と認める場合 その都度市長が定める額

3 前項の規定により利用料の還付を受けようとする者は、別記様式第7号による利用

料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(放置自転車の撤去期間)

第9条 市長は、条例第12条第1項の規定により、自転車駐車場内に放置された自転車等のうち、有料自転車駐車場内の自転車については、利用承認期間を超えて5日間以上利用者等が引き取りにこない場合は撤去するものとする。

(保管台帳の作成)

第10条 市長は、条例第12条第1項の規定により、放置された自転車等を撤去し、保管したときは、別記様式第8号による保管台帳を作成するものとする。

(保管の告示)

第11条 条例第12条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 自転車等の種別
- (2) 撤去し、保管した自転車等が放置されていた自転車等駐車場の名称
- (3) 撤去し、保管した自転車等の台数
- (4) 撤去し、保管した年月日
- (5) 保管及び返還の場所
- (6) 返還を開始する年月日及び返還を行う期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、返還を受けるために必要な事項

(保管自転車の返還)

第12条 市長は、保管した自転車等を利用者又は所有者に返還するときは、返還を受ける者に自己の住所及び氏名並びに自転車等の鍵その他を提示させることによって、その者が当該自転車等の返還を受けるべき利用者又は所有者であることを証明させ、かつ、別記様式第9号による自転車等返還申請書兼受領書と引換えに返還するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第12条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第9号の2による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - (2) 役員名簿
 - (3) 経営状況に関する書類
 - (4) 納税を証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (利用料の徴収委託)

第13条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、私人に利用料の徴収事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

(徴収事務委託証)

第14条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者（以下「受託者」という。）に別記様式第10号による有料自転車駐車場利用料徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付するものとする。

(徴収事務の告示及び公表)

第15条 市長は、第13条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(徴収した利用料の払込み)

第16条 受託者は、徴収した利用料を徴収した日の翌日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日）までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第17条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申し出があった場合

- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適当であると認めた場合
- 2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。
- 3 第15条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。
- (その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年規則第53号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第156号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第61号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第50号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第68号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第90号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日規則第25号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号 (第3条関係)

別記様式第1号(第3条関係)

定 期 利 用 承 認 申 請 書						受付番号			
年 月 日									
(あて先)新潟市有料自転車駐車場指定管理者									
住 所 フリガナ 申請者 氏 名 電話番号() —									
新潟市有料自転車駐車場の定期利用の承認を受けたいので、次のとおり申請します。									
利 用 期 間			年 月 (年 月までの予定)						
利用目的(○で囲む)			・通勤 ・通学 ・その他()						
利用 自転車	防犯登録番号		警 察 名		番 号				
	車 体 特 徴		色	形 式		そ の 他			
通 勤 ・ 通 学 先 等			事業所又は学校名 住所						
備考 通学利用の場合は学生証等を提示してください。 点線の枠内は記入しないでください。									
月別登録番号(ステッカー)				区 分		一般・学生・免除			
4月	5月	6月	7月	8月	9月				
10月	11月	12月	1月	2月	3月				

別記様式第2号(第3条関係)

(表)	(裏)
有料自転車駐車場定期利用証 受 付 番 号 第 号 有 効 期 間 月中有効 月別登録番号 第 号 住 所 氏 名 年 月 日発行 新 潟 市	注 意 事 項 1 自転車駐車場を利用するときは、本証を携帯してください。 2 盗難を防止するため、自転車には必ず施錠してください。 3 発火性、引火性等のある危険物を持ち込まないでください。 4 自転車駐車場では、係員の指示に従ってください。 5 自転車駐車場において生じた自転車の盗難、損傷、その他の事故による損害については、市は一切責任を負いません。

別記様式第3号(第3条関係)

定 期 承 認 証 年度		
石 宮 公 園 地 下 自 転 車 駐 車 場		
登 録 番 号		
第		号
新潟市		

別記様式第4号(第4条関係)

定 期 利 用 証 等 再 交 付 申 請 書 年 月 日 住 所 フリガナ 申請者 氏 名 電話番号() — (あて先)新潟市有料自転車駐車場指定管理者 新潟市有料自転車駐車場の定期利用証等の再交付を受けたいので,次のとおり申請します。	
再 交 付 書 類	☐ 定期利用証 ☐ 定期承認証
受 付 番 号	
月 別 登 録 番 号	
※再交付月別登録番号	
備考 点線の枠内は記入しないでください。	

石宮公園地下自転車駐車場

一時利用券

No.

【注 意 事 項】

- 1 この一時利用券は1日1回利用できます。
- 2 この利用券を自転車に必ず張ってください。
(ハンドル等に巻き付けてください。)
- 3 所定の区画に駐車し、自転車の鍵で施錠してください。
- 4 翌日にわたって駐車した時は、改めて一時利用券を購入していただきます。
- 5 駐車場内における事故、災害、盗難等については、一切責任を負いません。
- 6 当利用券は、出場する時に返却してください。

別記様式第6号(第7条関係)

利 用 料 免 除 申 請 書

年 月 日

(あて先)新潟市有料自転車駐車場指定管理者

住 所
フリガナ
申請者 氏 名 印
電話番号() —

新潟市有料自転車駐車場の利用料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 期 間	年 月
申 請 理 由	☐ 生活保護法に規定する保護を受けている。 ☐ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている。 ☐ 身体障害者手帳の交付を受けている。 ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。 ☐ 療育手帳の交付を受けている。 ☐ その他()

備考 定期利用の場合は、定期利用承認申請書と併せて申請してください。

点線の枠内は記入しないでください。

規 定 利 用 料	円	
免 除 後 の 利 用 料	円	
確 認 書 類 ☐ 保護証明書 ☐ 本人確認証 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳		受付印

別記様式第7号(第8条関係)

利 用 料 還 付 申 請 書			
			年 月 日
(あて先)新潟市長			
		住 所 フリガナ 申請者 氏 名 印 電話番号() —	
下記のとおり、利用料の還付を受けたいので申請します。			
還 付 理 由	☐ 条例第8条第2項 ☐ その他()		
承 認 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
取 消 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
還 付 利 用 料	☐ 一 般 ☐ 学 生 ☐ 免 除	円	
返 還 書 類	☐ 定期利用証 ☐ 定期承認証		
支 払 方 法	現金払 01 口座振替 02		

口座振替申込書(兼受領委任状)
該当する番号を○囲みします。

1 申込みと口座名義が同じ

2 受領委任
(申込人と口座名義が異なる)

下記の口座へ振替えてください。

私は下記の者をもって代理人と定め
貴市に対し有する債権の受領に關する
権限の一切を委任します。

氏 名							
金 融 機 関 名	銀行	預金種目	1普通預金 2当座預金				
	店	口座番号					
口座名義	受任者印						

別記様式第8号(第10条関係)

自 転 車 等 保 管 台 帳										台帳番号	
撤 去 年 月 日		年 月 日			保 管	告 示 期 間		年 月 日～ 年 月 日			
放 置 場 所						保 管 場 所					
自 転 車 等 の 特 徴	型 式	普通・スポーツ・マウンテンバイク・ミニ()インチ			返 還	返 還 通 知		年 月 日			
	色	白・黒・赤・青・黄・緑 その他()				返 還 日		年 月 日			
	メ ー カ ー		車名			返 還 場 所					
	防 犯 登 録 番 号					受 取 人		住所			
	調 査 結 果	住所 氏名 電話 ()				氏名 電話 ()		持ち主との関係			
	状 態	良好・普通・不良				引取通知証・免許証・保険証・身分証明書・学生証		その他			
	カゴ	スタンド				撤 去 ・ 保 管 費 用		円			
	荷台	鍵				駐 車 料 金		円(日分)			
	ミラー	ライト				告 示 年 月 日		年 月 日			
	その他					処 分 年 月 日		年 月 日			
					処 分 方 法						
					備考						

別記様式第9号(第12条関係)

自転車等返還申請書兼受領書							
新潟市に保管された次の自転車の返還を請求します。							
年 月 日							
(あて先)新潟市長							
住所 フリガナ 氏 名 電話番号() — 印							
返 還 自 転 車	防犯登録番号等						
	車 体 特 徴	色		形 式		そ の 他	
上記自転車を確かに受領しました。							
年 月 日							
住所 氏 名 印							

別記様式第9号の2(第12条の2関係)

新潟市有料自転車駐車場及び亀田駅前地域交流センター 自転車等駐車場指定管理者指定申請書	
年 月 日	
(あて先)新潟市長	
所在地	
申請者	名称及び代表者の氏名
	電話番号
の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	

別記様式第10号(第14条関係)

第	号
有料自転車駐車場利用料徴収事務委託証	
氏名又は名称	
上記の者に有料自転車駐車場利用料の徴収事務を委託したことを証明する。	
有効期限	年 月 日まで
年 月 日	
新潟市長	印